

3. 一時保護の要否判断はどのように行うか

(1) 客観的判断の必要性

一時保護の要否判断は子どもや家族の生活に大きな影響を与える。誤った判断により子どもの生命を守れずに終わる危険性もあるが、一方、必要のない親子分離により子どものトラウマの原因になったり、家族が子育てをする力を弱めてしまう危険性もある。不足せずししかも行き過ぎにはならない介入や援助のあり方を的確に判断しなければならない。

保護の要否判断については、担当ワーカー個人の判断であってはならず、所内会議等を通じた機関決定は無論のこと外部との連携も含め、できる限り客観的で合理的な判断をしなければならない。そのためには、体系的な情報収集と情報整理、そして情報評価が必要である。

(2) 情報収集

一般の相談援助の場合でも始めからすべての情報が得られるわけではないが、子ども虐待・ネグレクトが疑われる事例では特に、最初是不確実な情報から出発することが多い。したがって、児童相談所内部で情報を集約できる体制を整えることはもちろん、関係機関とも早い時期から情報を共有することが重要である。たとえば、福祉事務所と保健所と児童相談所が把握している情報を総合化すれば、子どもの生命に危険があることが判ったはずなのに、それぞれが断片的な情報しか持っていなかったために判断を誤ったというようなことがあってはならない。情報の共有化を図るためには、電話連絡だけでなく、文書による連絡やネットワーク会議の開催など、様々な連携方法を工夫する必要がある。なお、お互いに守秘義務を持った専門家としての安心感と信頼関係に基づき情報を共有するのであり、いやしくも交換した情報を不必要に外に漏らすことがあってはならない。

子ども虐待・ネグレクトが疑われる場合、情報収集に許される時間が限られている場合もある。このため、当面の判断に必要な情報を優先して集める。表2に示した「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」は、どのような情報を優先的に集めるかを計画する際にも参考になるだろう。

緊迫した状況などで、ワーカーが情報を聞き漏らしたり、尋ね忘れてすることも起こりやすい。必要な情報を漏れの無いように収集するためにもこのアセスメントシートは役立つだろう。ただし、このシートは情報の整理と判断を目的としているので、情報収集のためには十分な記述欄が備えられてはいない。シートには要点のみを記すこととし、詳細な情報は別に記録する必要がある。

(3) 情報整理（アセスメントシートの記入）

持ち寄った断片的な情報を一つに統合するためには、情報整理の枠組みが必要である。

米国、カナダ、オーストラリアなどでは、何ページにもわたる書類を用いて綿密に情報を整理するための様式が導入されている。一方、国内では、加藤曜子氏が大阪府子ども家庭センターの協力を得て、「保護決定アセスメント指標」を作成している。

日本の児童相談所では、すでに児童記録票などの書式も整備されていることから、海外の様式のような膨大な書類の記載を求めることよりも、むしろ煩雑な情報を一目で見分けるように整理できる大阪府版のような様式の方が導入しやすく実用性が高いだろう。そこで、大阪府版の「保護決定アセスメント指標」の一部の項目を変更し、項目を7群に分けて再編成したものが、表2のアセスメントシートである。

シートに記入する際には、まず、各群の中の小項目から記入する。それぞれの小項目について該当すれば口の中にチェックを付ける。チェックを付けるかどうか迷うような場

合は、まずはチェックを付けておいて、(4)の判断をする段階で十分に協議する。

小項目に「例」が掲げられている場合には、該当するものを○で囲む。例に示されていない場合は()内に記述する。

各群の中で、一つでもチェックが付いた項目がある場合、その群の見出しとなっている質問について「はい」の方にチェックを付ける。たとえば、「外傷」という項目にチェックがあれば、その群の見出しとなっている「すでに虐待により重大な結果が生じているか？」という質問に対し、「はい」の方にチェックを記入する。

右側の自由記述欄には、小項目や見出し項目に関してチェックがついた状況を理解するのに必要な情報を記入する。

(4) 情報評価 (アセスメントシートを用いた判断)

上記のように記入すると、第1群から第7群までの各見出し項目に「はい」または「いいえ」のチェックが記入された状態となる。この結果に基づき、図2「一時保護決定に向けてのフローチャート」をたどる。

以下、図2について解説する。

a) 表2の第①群または第②群のいずれかで「はい」がある時

→ 直ちに一時保護をする必要がある。

b) 表2の第③群に該当項目があり、かつ第④群にも該当項目がある時

→ 次の虐待・ネグレクトが発生しないうちに保護する必要がある。

c) 第①～④群のいずれにも「はい」がないが、第⑤群または第⑥群のいずれかで「はい」がある時 = 虐待・ネグレクト発生につながる危険因子(リスク要因)がある

→ 表面化していなくても深刻な虐待・ネグレクトが起きている可能性がある

→ あるいは虐待・ネグレクトが深刻化する可能性がある

→ リスクを低減するための集中的援助を計画する。その見通しによっては一時保護が必要

d) 第①～⑥群のいずれにも「はい」がなく、第⑦群のみに「はい」がある時

→ 現状では虐待・ネグレクトを理由に一時保護するに足りる情報は得られていない。しかし、虐待・ネグレクトの発生につながる家族内外のリスク要因はあるので、家族への継続的・総合的援助が必要。

表2および図2は、一時保護の必要性をできるだけ客観的に判断するための補助的な道具として用いられるべきものであり、機械的に判断すべきではない。それぞれ、チェックが付いた項目について、基となった情報に戻り状況を十分に理解、分析することが的確な判断につながる。そして、表2および図2を参考にしつつ、児童相談所内で協議して一時保護の要否を判断し、決定する必要がある。

また、一時保護の要否をできる限りの確に判断するためには、できる限り幅広く情報を集め、総合的な判断をすることが重要である。仮に第①群から第④群で「はい」にチェックが付いた場合であっても、時間の許す限り、第⑦群までの項目を含めて情報収集に努めなければならない。しかし、一方で、緊急を要する状況なのに第⑦群までの情報がすべて集まっていないことを理由にして介入を遅らせるべきでもない。

たとえば、乳幼児が頭部に外傷を負って複数回目の入院をしたとすれば、表2の第②群と第③群、第④群に「はい」のチェックが記入されることになり、リスクアセスメントの結果としては、一時保護まで考える必要がある重大事態であることとを示唆している。しかし、少なくとも退院までの時間的な余裕があるので、その間、関係機関へ照会するなどして、子どもや家族の状況についての情報収集を継続し、よりの確な結論を出せるよう

に努めるべきである。しかし、子どもが退院する時点で、保護者の生育歴に被虐待歴があるかどうか分からないなどリスクアセスメントが未完了だと言う理由で、判断を遅らせてはならない。

いずれにしても、リスクアセスメントをすることにより、情報収集を綿密に行うことと、速やかに判断することとのバランスについても、的確な判断が可能になるだろう。

図1 子ども虐待対応・アセスメントフローチャート

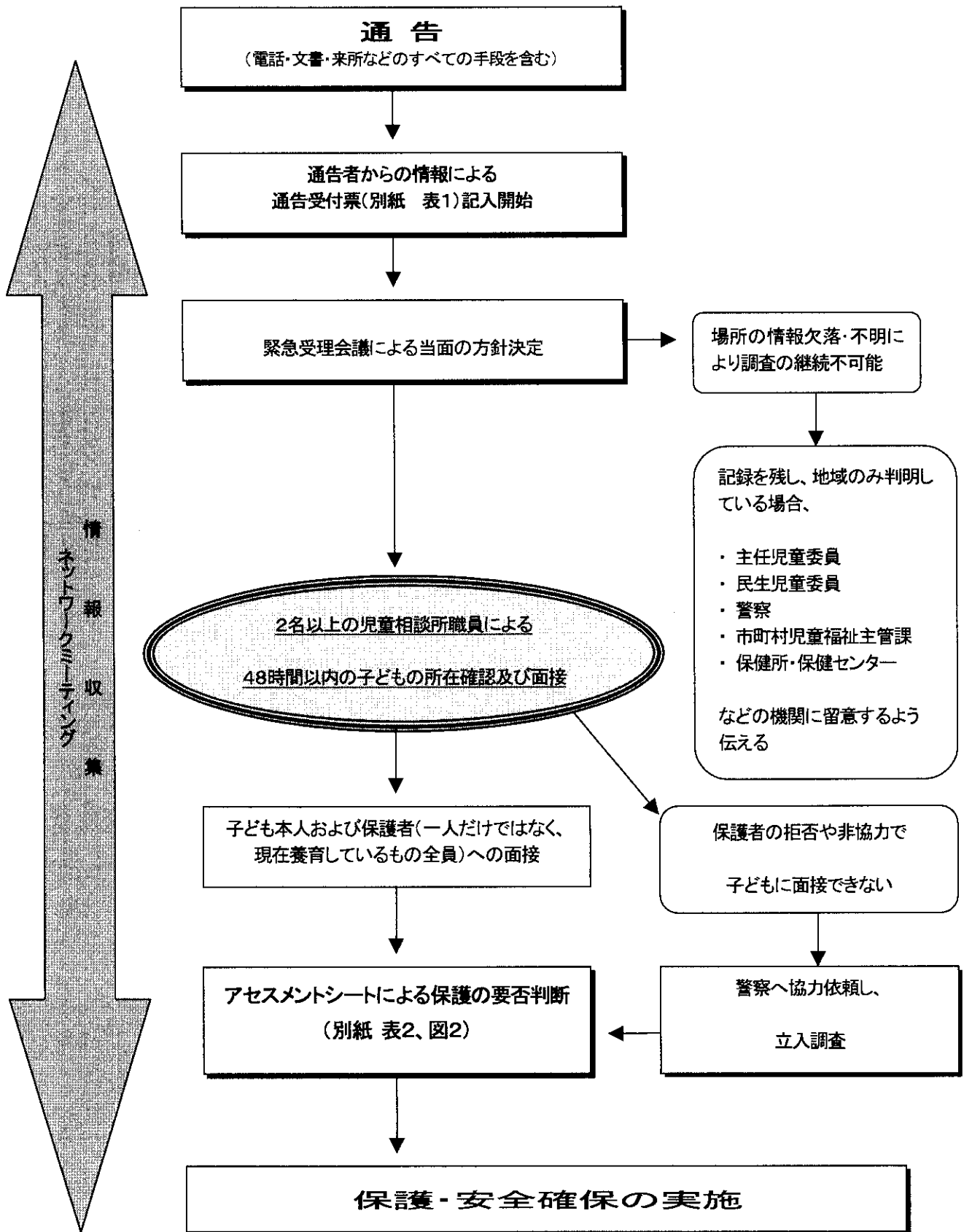


表1 虐待通告受付票

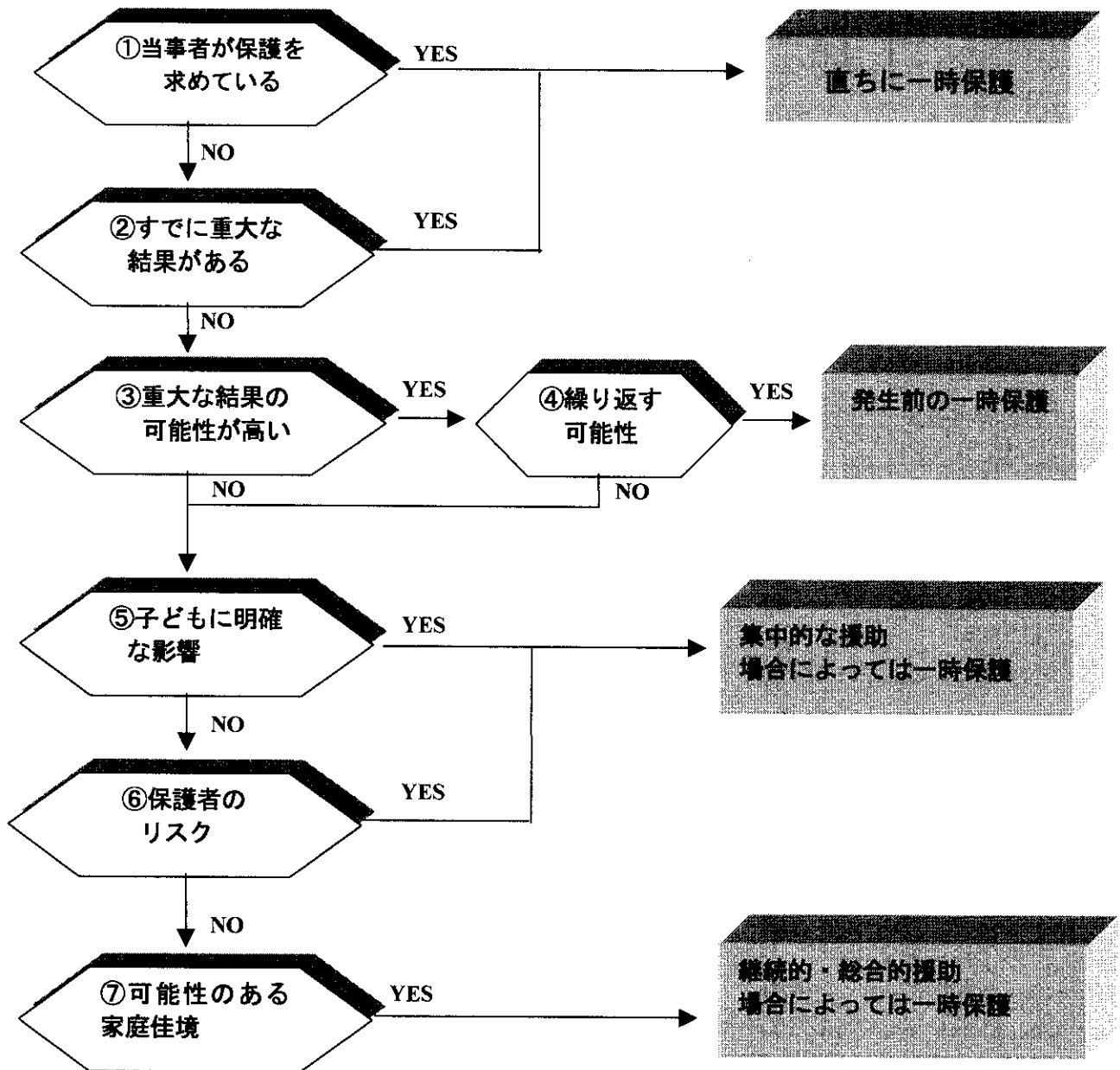
聴取者 ()

受理年月日	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分	
被虐待児童	ふりがな氏名	
	生年月日	昭和・平成 年 月 生 (歳) 男・女
	住 所	
	就学状況	未就学 保・幼・小・中・高校 年 組 担任名 ()
保護者	ふりがな氏名	
	職 業	
	続柄年齢	子どもとの続柄 () 年齢 (歳)
	住居状況	① 独立家屋・集合住宅 () 階 ② 鉄筋・木造
虐待内容	・誰から ・いつから ・頻度は ・どんなふうに	
虐待の種類	(主◎ 従○:身体的 / 性的 / ネグレクト / 心理的)	
子どもの状況	・現在の居場所: ・保育所等通園の状況:	
家庭の状況	・家族内の協力者 () ・家族以外の協力者 () ・きょうだいの有無 ・同居家族	
情報源と保護者の了解	・通告者は 実際に目撃している ・ 悲鳴や音等を聞いて推測した ・通告者は 関係者 () から聞いた ・保護者は この通告を (承知 ・ 拒否 ・ 知らせていない)	
通告者	氏 名	
	住 所	電話
	関 係	家族・近隣・学校保育・病院・保健所・福祉事務所・児童委員
	通告意図	子どもの保護・調査・相談
	調査協力	調査協力 (諾 ・ 否) 当所からの連絡 (諾 ・ 否)
通告者への対応	・児童相談所で実態把握する ・その他 ()	
所長決裁	年 月 日 児童相談所長	

表2 一時保護決定に向けてのアセスメントシート

① 当事者が保護・救済を求めている？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		*情報*
<input type="checkbox"/> 子ども自身が保護・救済を求めている <input type="checkbox"/> 保護者が、子どもの保護を求めている		
② すでに虐待により重大な結果が生じている？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
<input type="checkbox"/> 性的虐待（性交、性的行為の強要、妊娠） <input type="checkbox"/> 外傷（外傷の種類と箇所： <input type="checkbox"/> ネグレクト 例：栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否、（		
③ 次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
<input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 生命に危険な行為 例：頭部打撃、顔面打撃、首絞め、シキグ、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる、（ <input type="checkbox"/> 性的行為にいたらない性的虐待（		
④ 虐待が繰り返される可能性が高い？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
<input type="checkbox"/> 新旧混在した傷、入院歴、（ <input type="checkbox"/> 過去の介入 例：複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、（ <input type="checkbox"/> 保護者に虐待の認識・自覚なし <input type="checkbox"/> 保護者の精神的な不安定さ、判断力の衰弱		
⑤ 虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
<input type="checkbox"/> 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安、（ <input type="checkbox"/> 面接場面でのようす 例：無表情、表情が暗い、鬱的、からだの緊張、過度のスキンシップを求める、（ <input type="checkbox"/> 虐待に起因する身体的症状 例：発育・発達の遅れ、腹痛、嘔吐、白髪、脱毛、（		
⑥ 保護者に虐待につながるリスク要因がある？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
<input type="checkbox"/> 子どもへの拒否的感情・態度 例：拒否、愛情欠如、差別など不当な扱い、望まない出産、（ <input type="checkbox"/> 精神状態の問題 例：鬱的、精神症状、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ、（ <input type="checkbox"/> 性格的問題 例：衝動的、攻撃的、未熟性、（ <input type="checkbox"/> アルコール・薬物等の問題 例：現在常用している、過去に経験がある、（ <input type="checkbox"/> 児相等からの援助に対して拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない <input type="checkbox"/> 家族・同居者間での暴力 <input type="checkbox"/> 日常的に子どもを守る人がいない		
⑦ 虐待の発生につながる可能性のある家庭環境 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
<input type="checkbox"/> 虐待によるのではない子どもの障害・疾病等 例：発達や発育の遅れ、未熟児、障害、慢性疾患、（ <input type="checkbox"/> 子どもの問題行動 例：攻撃的、盗み、家出、徘徊、虚言、性的逸脱、退行、自傷行為、盗み食い、異食、過食、（ <input type="checkbox"/> 保護者の生育歴 例：被虐待歴、愛されなかった思い、（ <input type="checkbox"/> 養育の態度・知識の問題 例：意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足、（ <input type="checkbox"/> 夫婦不平等家庭内の問題 例：夫婦不和、別居、家出、協力的でない、（ <input type="checkbox"/> 経済問題 例：生活苦、失業、転職、計画性欠如、多額のローン、（ <input type="checkbox"/> 生活環境の問題 例：不適当な住環境、不衛生、乱雑な室内、不自然な転居歴（ <input type="checkbox"/> 親族との関わり 例：孤立、親族との不和、親族過干渉、（ <input type="checkbox"/> 近隣との関わり 例：孤立、トラブル、（ <input type="checkbox"/> 保護者・家庭への援助者 例：なし、拒否、（		

図2 一時保護決定に向けてのフローチャート



【解説】

- A. ①②のいずれかで「はい」がある時
→ 直ちに一時保護の必要性がある
- B. ③に該当項目がありかつ④にも該当項目があるとき
→ 次の虐待が発生しないうちに保護する必要性がある
- C. ①～④いずれにも該当項目がないが⑤⑥のいずれかで「はい」がある場合
→ 表面化していても深刻な虐待が起きている可能性
→ あるいは虐待が深刻化する可能性
→ 虐待リスクを低減するための集中的援助。その見通しによっては一時保護が必要
- D. A～Cのいずれにも該当がなく、⑦のみに「はい」がある場合
→ 家族への継続的・総合的援助が必要。場合によっては、社会的養護のための一時保護の必要性を検討する

II. カナダ国オンタリオ州資料の翻訳と解説

また、既に翻訳したカナダ国オンタリオ州政府コミュニティ・ソーシャル・サービス省が作成した Risk Assessment Model for Child Protection in Ontario と Eligibility Spectrum が改訂され、新たな関連資料を翻訳した。これは、カトリック CAS (カトリック子ども保護援助協会) がかかわっていたにも関わらず親の虐待を原因に子どもが死亡し、ソーシャルワーカーが職務怠慢で逮捕された事件が契機となっている。

公的にインクエストが行われ、サービス供給システムにどのような問題があったかが審査され、オンタリオ州子ども家庭サービス法が 1999 年に改訂された。同時に、1997 年 10 月に作成された。概要は以下の通りである。

このトレーニング・プログラムは、法改正案の提出、1997年に導入したリスク・アセスメント・モデルの変更、そして1998年9月にすべての子ども保護援助協会にモデルの使用と基準の履行を命じたことから子ども家庭サービス改正法（以下 CFS 改正法）案、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル：1999年度改訂版および子ども保護ケースのための新基準が改訂され、それに伴い新規の子ども保護サービス規定の必要条件に関する情報を提供するものとして開発されたものである。カリキュラムは公認の専門スタッフが使用することを目的として、コミュニティ・社会サービス省（以下 CSS 省）が開発している。

このハンドアウトは、現行の子ども保護サービス規定の必要条件の変更に合わせて作成したカリキュラムを補足する冊子である。研修を重ねた結果から、このハンドアウトは現行のオンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルの必要条件および現行の子ども虐待ケースの調査・運営

基準改訂版の基礎知識を基に作成された。

改訂の背景

1997年、以下のような多数の要因が集中的に働き、CSS 省は、あらゆる子ども保護ケースに対して期待される最小限のサービス項目を明示する必要があることが明らかになった。

子どもの死亡に関する特別調査団

CAS のサービスを受けている最中に死亡した子どもに関する一連のインクエスト

CSS 省ファイルの再検討

CSS 省の実施義務の再検討

CSS 省は、子ども福祉改革の達成に向けて着実に前進することにより、オンタリオ州の子ども保護の改善を目指し、様々な方策を実施している。

1. オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル

CSS 省は、すべての CAS に対し、1998年9月以降オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルを使用するよう命じた。

CSS 省は、リスク・アセスメント・モデルの履行状況を注意深く監視し、その間ずっと省職員、子ども保護援助協会のスタッフ、子ども保護援助協会連合会、オンタリオ州先住民子ども家庭サービス協会に対し情報を求めた。さらに、同省は、すでに完了しているリスク・アセスメント・モデルの第一次実施結果と訓練の評価も発注済みである。こうして得られた情報と、CSS 省による総合的分析によりオンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルの改訂版が作成されることとなった。

改訂版は、モデルの実施手続きの上の特定の側面に関していっそうの明確さが必要とな

っている状況を満たし、これまでに生じた問題点や疑問に答え、子どもたちの生活に関連して困難な決定を下さなければならない立場にある。子ども保護に携わる人たちをさらに支援するものとなっている。しかも、この改訂版は、5月に議会で可決された1999年度版子ども家庭サービス改正法（子ども福祉改革）の規定も反映している。ただし、この改正法はまだ公布されておらず、従っていまだに強制力をもたないということを銘記しておくべきである。公布の日程さえまだ決まっていないのである。

2. 子ども保護ケースのための新基準

現行の CFS 法 下での 子ども虐待ケースに関する CSS 省調査基準改訂版 にとってかわるものとして、CSS 省が開発したすべての子ども保護ケースのための新基準 は、虐待ケースだけでなく、あらゆる子ども保護ケースに対する同省の最低限の期待事項を設定することになる。

1998年4月に、CSS 省は子ども保護ケースのための新基準の開発を目指してワーク・グループを発足させた。このワーク・グループは、子ども保護援助協会、オンタリオ州子ども保護援助協会連合会、同省プログラム・スーパーバイザー、ならびに協カスタッフの代表者で構成され、同省管理支援および子どもサービス局が協同議長を務めた。

子ども保護のための新基準は、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルと統合、一本化されている。

3. CFS 改正法

1997年11月14日、CSS 省は、メアリー・ジェーン・ハットン判事を議長とする専門家委員会 (Panel of Experts) に対し、子ども家庭サービス法を見直し、以下の問題点について検討するよう要請した。

- 改正案の条項は、子ども保護と家族の維持 (ファミリー・プリゼーシ

ョン) のバランスを正當に規定しているか。

- 本法律は「保護を要する子ども」の尊重について明解に規定しているか。
- 子どもが虐待・ネグレクトからの保護を要することの立証責任は、適正な水準に達しているか。
- 本法律は正しく解釈されているか、そして、例えば、インテーク、サービスのタイプ、法廷手続き、子どもの安定かつ長期のプレースメント等、重大な決定項目に、正しく適用されているか。
- 本法律は、様々なサービス部門の役割や責任を、明確に規定しているか。

委員団の構成は以下のとおり：メアリー・ジェーン・ハットン判事、グラント・キャンベル高等法院裁判官、ヘクター・コラントーニ調査官、リック・フェロン (学校長)、ダーク・ファイヤー (検死官・外科医、子ども病院放射線検査チーム)、ハリエット・マクミラン (小児科医、小児精神科医)、ニコ・トラコメ博士 (トロント大学大学院ソーシャルワーク学部助教授)、テレサ・ジョンソン・オーティズ (ソーシャルワーカー、里親)

委員団の報告書は1998年3月に完成した。この報告書およびインクエストの勧告を受けて、オンタリオ州政府は、1999年度版子ども家庭サービス法 (子ども福祉改革) を提出し、オンタリオ州議会は、1999年5月、これを可決した。この改正法はまだ公布されておらず、従っていまだに効力を発揮していない。公布の日取りは未定である。

4. 各 CAS にリンクした子ども保護の新しい情報データベース

CSS 省は子ども福祉の包括的情報システムを開発した。これは全 CAS (子ども保護援助協会)、CSS 省、子ども保護援助協会連合会 (OACAS)、オンタリオ州先住民子

も家庭サービス協会(ANCFSSO)を通信回線
でつなぐこととなる。子ども保護通信情報シ
ステム(FITIS-The Child Protection
Fast-Track Information System)は現在、
フル稼働に向けて準備中で、包括的子ども福
祉情報システムは、2、3年の内に完成の予
定である。

FTISは、現在オンタリオ州内のCASの
保護を受けている、あるいは過去10年以内
に保護サービスのケースを終結したすべての
子どもと家族の、コンピューターによる極秘
探索システムである。これにより、ワーカー
は、担当するクライアントが現在、オンタリ
オ州内のCASから保護サービスを受けてい
るか、あるいは過去10年間に受けたことが
あるか、また、オンタリオ州子ども虐待登録
にリストアップされているか、オンタリオ州
またはその他の行政区から子ども保護非常待
機の対象とされている、などの情報を入手で
きるのである。

5. 財源の増大および新財源の枠組み

1989年12月、CSS省は子ども保護援
助協会の資金調達のための新しい方策を発表した、
これは、公平で、作業量とサービス受容量に
見合ったもので、その枠組みは、3年以上の
期間をかけて漸次導入されることになっている。

CSS省はさらに、子ども保護援助協会に
対し、3年間で総額1億7000万ドルの追
加資金を財源の枠内で提供しており、これは、
子ども保護専門スタッフの新規雇用、訓練の
改善、養子縁組の活性化などに使われる。こ
の追加資金は、同省が1997年から98年
にかけて、スタッフの増員、訓練、新しいデ
ータベース支援のために投入した1500万
ドルに上乗せされるものである。

6. 能力開発プロジェクト

CSS省は、すべての新規採用の子ども保
護専門スタッフ、ベテランのワーカーやスー
パーバイザーのための新しい研修プログラム
を開発中である。この2年間に我々は、子ど
も保護のための新しい研修を実施するために
年間270万ドルの追加予算を計上した。こ
れで、CASの活動を支える研修費用を倍増
することとなった。これらの財源からオンタ
リオ州子ども保護のための新しい研修事業に
年間約200万ドルが使われる。その支出の
内訳は地方機関の非保護活動および管理部門
の専任スタッフの研修やその他の専門分野の
開発である。また、新年度に予定している新
しい事業に、新規雇用のワーカーが子ども保
護の公認ワーカーとして認可される前に最低
レベルのコンピテンスを体得する支援プログ
ラムを提供するプログラムとスーパーバイザ
ーやベテラン・ワーカーのスキルや専門技術
をさらに向上させる機会を提供するプログラ
ムがある。

D 今後の課題

本研究では、通告への対応、子どもの一
時保護の要否判定を行う際に役立つリスクア
セスメント・モデルの策定に絞った。しかも、
新任の児童福祉司が使うような平易なもの
になっている。だが、これは、あくまでモ
デルであり、このモデルのみに頼るのではな
く、このモデルを基盤に、児童福祉司のソー
シャルワーク実践の力量をたかめるための研
修が必要不可欠であると考ええる。

さらに、オンタリオ州のモデルでも明確
なように、法律等に基づいた行動や判断の根
拠の整備が必要不可欠である。その整備の
際には、今回翻訳した関連資料が大変参考に
なると考える。

研究自体は今年度で終了するが今後もこ
のリスクアセスメント・モデルの研究をさ
に進めたい。

本報告は、以下のメンバーによって実施された。

研究班メンバー

庄司 順一（青山学院大学）
才村 純（日本子ども家庭総合研究所）
加藤 純（日本ルーテル学院大学）
谷口 和加子（日本子ども家庭総合研究所）
山本 真実（日本子ども家庭総合研究所）
栗原 直樹（埼玉県中央児童相談所）
中谷 茂一（聖学院大学）
澁谷 昌史（上智社会福祉専門学校）
荒川 裕子（日本子ども家庭総合研究所）
阿部 優美子（日本子ども家庭総合研究所）
加藤 曜子（大阪成蹊女子短期大学）
芝野 松次郎（関西学院大学）
奥山 眞紀子（埼玉県立小児保健センター）
田中島 晁子（東京都児童相談センター）
青葉 紘宇（東京都足立児童相談所）
農野 寛治（神戸常盤短期大学）
村田 一昭（川崎市中央児童相談所）
田中 千景（川崎市南部児童相談所）
浜田 尚樹（神奈川県中央児童相談所）
浜田 和幸（神奈川県中央児童相談所）
安部 計彦（北九州市児童相談所）
西澤 哲（日本社会事業大学）
友川 礼（日本社会事業大学大学院）
山屋 春恵（日本社会事業大学大学院）
森 茂樹（聖クリストファー看護大学）
萩原 絹代（フリーライター）
オブザーバー
森 望（厚生省児童家庭局）
前橋 信和（厚生省児童家庭局）

カリキュラム・ハンドアウト

- ・ オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル：1999年度改訂版
- ・ 子ども保護ケースのための新基準

トレーニング・ノート

(サービスプロバイダー用参照冊子)

オンタリオ州政府
コミュニティ・社会サービス省

1999年9月21日 起草

CURRICULUM HANDOUT

- ・ RISK ASSESSMENT MODEL FOR CHILD PROTECTION IN ONTARIO: revised 1999
- ・ NEW STANDARDS FOR CHILD PROTECTION CASES



TRAINING NOTES

Ministry of Community and Social Services
Government of Ontario

Created: September 21

目 次

謝辞

1. 序

2. オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル：
1999年度改訂版

セクションⅠ — サービス開始要件および対応時間の決定

セクションⅡ — 保護の調査

セクションⅢ — リスク・アセスメントおよびその他の子ども保護関連事項
のアセスメント

セクションⅣ — サービス計画

セクションⅤ — すでに開始されているサービス要件、アセスメントおよび
サービス計画の再審査

セクションⅥ — 補足基準

謝 辞

このトレーニング・プログラムは、法改正案の提出、1997年に導入したリスク・アセスメント・モデルの変更、そして1998年9月にすべての子ども保護援助協会にモデルの使用と基準の履行を命じたことから子ども家庭サービス改正法（以下 CFS 改正法）案、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル：1999年度改訂版および子ども保護ケースのための新基準が改訂され、それに伴い新規の子ども保護サービス規定の必要条件に関する情報を提供するものとして開発された。カリキュラムは公認の専門スタッフが使用することを目的として、コミュニティ・社会サービス省（以下 CSS 省）が開発した。

CFS 法の解釈をしているセクションは、ロビン。ボグル弁護士と CSS 省子どもサービス局の政策アナリスト、ルイーズ・バリーが執筆した。

CSS 省は、カリキュラムの開発に貢献した以下の人々に感謝を捧げる。

- インプット作業およびカリキュラムをテンプレートしたオンタリオ州子ども保護援助協会連合会および地域別トレーニング・コーディネーター
- 研修指導者のための研修会で多くの助言をした研修指導者

Linda Goldie	Marty Rutledge	Sheri Makarczuk
Silva Sawula	Rocco Gizzarelli	Bonita Majonis
Lori Roulston	Phyllis Lovell	Len Kushnier
Meg Lewis	Barb Hancock	Jennie Campbell
Stephen Goig	Bruce Burbank	Christian Hackbush
Alison Scott	Maureen Hill	Melissa Gameau
Anne Marie Culp	Mary Ballantyne	Heather Henderson
Jean-Claude Seguin	Donald Humphries	Domenic Gratta
Tom Boyle	Linda Braithwaite	Brigitte Wentlandt
Greg Maslen	Kallie Boudreau	Ingrid Hauth
Francey Mckenzie	Hanna Gavendo	Francoine Cantin
Treena Cook	Paul Hamilton	Sandre May
Carol Wysocki	Joan Allison	Lisa Benrubi
Karen Wright	Sheryl Cohen-Schechter	Ruth Harper
Susan Carmichael	Donna Lennon	Karen Kartusch
Gena Wonfor-Keast		

- CSS 省子ども福祉改革履行促進ワーキング・グループのメンバーで、研修指導者のための研修会の助言者

Michael Valcourt	Larry Elliott	Pat Banning
John McAdam	Michelle Burd	Helen Lowe
Sandra Frampton	Rob Richards	Alia Hogben
Larry Himmelman	Norah Dougan	

序

このハンドアウトは、現行の子ども保護サービス規定の必要条件の変更に合わせて作成したカリキュラムを補足する冊子である。研修を重ねた結果から、このハンドアウトは現行のオンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルの必要条件および現行の子ども虐待ケースの調査・運営基準改訂版の基礎知識を基に作成された。

背景

コンテキスト

1997年、以下のような多数の要因が集中的に働き、CSS 省は、あらゆる子ども保護ケースに対して期待される最小限のサービス項目を明示する必要があることが明らかになった。

- 子どもの死亡に関する特別調査団
- CAS のサービスを受けている最中に死亡した子どもに関する一連のインクエスト
- CSS 省ファイルの再検討
- CSS 省の実施義務の再検討

CSS 省は、子ども福祉改革の達成に向けて着実に前進することにより、オンタリオ州の子ども保護の改善を目指し、様々な方策を実施している。

A. オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル

CSS 省は、すべての CAS に対し、1998年9月以降オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルを使用するよう命じた。

CSS 省は、リスク・アセスメント・モデルの履行状況を注意深く監視し、その間ずっと省職員、子ども保護援助協会のスタッフ、子ども保護援助協会連合会、オンタリオ州先住民子ども家庭サービス協会に対し情報を求めた。さらに、同省は、すでに完了しているリスク・アセスメント・モデルの第一次実施結果と訓練の評価も発注済みである。こうして得られた情報と、CSS 省による総括的分析によりオンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルの改訂版が作成されることとなった。

改訂版は、モデルの実施手続きの上の特定の側面に関していっそうの明確さが必要となっている状況を満たし、これまでに生じた問題点や疑問に答え、子どもたちの生活に関連して困難な決定を下さなければならない立場にある。子ども保護に携わる人々をさらに支援するものとなっている。しかも、この改訂版は、5月に議会で可決された1999年

度版子ども家庭サービス改正法（子ども福祉改革）の規定も反映している。ただし、この改正法はまだ公布されておらず、従っていまだに強制力をもたないということを銘記しておくべきである。公布の日程さえまだ決まっていないのである。

B. 子ども保護ケースのための新基準

現行の CFS 法の下での子ども虐待ケースに関する CSS 省調査基準改訂版 にとってかわるものとして、CSS 省が開発した すべての子ども保護ケースのための新基準 は、虐待ケースだけでなく、あらゆる子ども保護ケースに対する同省の最低限の期待事項を設定することになる。

1998年4月に、CSS 省は子ども保護ケースのための新基準の開発を目指してワーク・グループを発足させた。このワーク・グループは、子ども保護援助協会、オンタリオ州子ども保護援助協会連合会、同省プログラム・スーパーバイザー、ならびに協力スタッフの代表者で構成され、同省管理支援および子どもサービス局が協同議長を務めた。

子ども保護のための新基準は、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルと統合、一本化されている。

C. CFS 改正法

1997年11月14日、CSS 省は、メアリー・ジェーン・ハットン判事を議長とする専門家委員団（Panel of Experts）に対し、子ども家庭サービス法を見直し、以下の問題点について検討するよう要請した。

- 改正案の条項は、子ども保護と家族の維持（ファミリー・プリザベーション）のバランスを正当に規定しているか。
- 本法律は「保護を要する子ども」の尊重について明解に規定しているか。
- 子どもが虐待またはネグレクトからの保護を要することの立証責任は、適正な水準に達しているか。
- 本法律は正しく解釈されているか、そして、例えば、インテーク、サービスのタイプ、法廷手続き、子どもの安定かつ長期のプレースメント等、重大な決定項目に、正しく適用されているか。
- 本法律は、様々なサービス部門の役割や責任を、明確に規定しているか。

委員団の構成は以下のとおり：メアリー・ジェーン・ハットン判事、グラント・キャンベル高等法院裁判官、ヘクター・コラントーニ調査官、リック・フェロン（学校長）、ダーク・フィヤー（検死官・外科医、子ども病院放射線検査チーム）、ハリエット・マクミラ

ン（小児科医、小児精神科医）、ニコ・トラコメ博士（トロント大学大学院ソーシャルワーク学部助教授）、テレサ・ジョンソン・オーティズ（ソーシャルワーカー、里親）

委員団の報告書は1998年3月に完成した。この報告書およびイंकエストの勧告を受けて、オンタリオ州政府は、1999年度版子ども家庭サービス法（子ども福祉改革）を提出し、オンタリオ州議会は、1999年5月、これを可決した。この改正法はまだ公布されておらず、従っていまだに効力を発揮していない。公布の日取りは未定である。

D. 各 CAS にリンクした子ども保護の新しい情報データベース

CSS 省は子ども福祉の包括的情報システムを開発した。これは全 CAS（子ども保護援助協会）、CSS 省、子ども保護援助協会連合会（OACAS）、オンタリオ州先住民子ども家庭サービス協会（ANCFSSO）を通信回線でつなぐこととなる。子ども保護通信情報システム（FITIS—The Child Protection Fast-Track Information System）は現在、フル稼働に向けて準備中で、包括的子ども福祉情報システムは、2、3年の内に完成の予定である。

FITIS は、現在オンタリオ州内の CAS の保護を受けている、あるいは過去10年以内に保護サービスのケースを終結したすべての子どもと家族の、コンピューターによる極秘探索システムである。これにより、ワーカーは、担当するクライアントが現在、オンタリオ州内の CAS から保護サービスを受けているか、あるいは過去10年間に受けたことがあるか、また、オンタリオ州子ども虐待登録にリストアップされているか、オンタリオ州またはその他の行政区から子ども保護非常待機の対象とされている、などの情報を入手できるのである。

E. 財源の増大および新財源の枠組み

1989年12月、CSS 省は子ども保護援助協会の資金調達の新しい方策を発表した、これは、公平で、作業量とサービス受容量に見合ったもので、その枠組みは、3年以上の期間をかけて漸次導入されることになっている。

CSS 省はさらに、子ども保護援助協会に対し、3年間で総額1億7000万ドルの追加資金を財源の枠内で提供しており、これは、子ども保護専門スタッフの新規雇用、訓練の改善、養子縁組の活性化などに使われる。この追加資金は、同省が1997年から98年にかけて、スタッフの増員、訓練、新しいデータベース支援のために投入した1500万ドルに上乗せされるものである。

F. 能力開発プロジェクト

CSS 省は、すべての新規採用の子ども保護専門スタッフ、ベテランのワーカーやスーパーバイザーのための新しい研修プログラムを開発中である。この2年間に我々は、子ども保護のための新しい研修を実施するために年間270万ドルの追加予算を計上した。これ

で、CAS の活動を支える研修費用を倍増することとなった。これらの財源からオンタリオ州子ども保護のための新しい研修事業に年間約200万ドルが使われる。その支出の内訳は地方機関の非保護活動および管理部門の専任スタッフの研修やその他の専門分野の開発である。また、新年度に予定している新しい事業に、新規雇用のワーカーが子ども保護の公認ワーカーとして認可される前に最低レベルのコンピテンスを体得する支援プログラムを提供するプログラムとスーパーバイザーやベテラン・ワーカーのスキルや専門技術をさらに向上させる機会を提供するプログラムがある。

1. オンタリオ州における子ども保護のための リスク・アセスメント・モデルおよび 子ども保護ケースの新基準

カリキュラムの内容は、リスク判定と基準を記した以下のセクションに分かれている。

セクションⅠー サービス要件と対応時間の決定

- ・ リスク判定#1ー そのケースは子ども保護サービスのサービス要件の必要条件を満たしているか？
- ・ リスク判定#2ー いつまでに対応しなければならないのか？

セクションⅡー 保護調査

- ・ リスク判定#3ー 子どもは、安全か？
- ・ リスク判定#4ー 保護の必要性は確認されたか？
- ・ リスク判定#5ー 子どもは保護を必要としているか？

セクションⅢー リスク・アセスメントおよびその他の子ども保護関連事項のアセ ス メント

- ・ リスク判定#6ー 子どもに将来虐待・ネグレクトが起きるリスクはあるか？
- ・ リスク判定#7ー その他の子ども保護関連事項のアセスメント

セクションⅣー サービス計画

- ・ リスク判定#8ー 子どもと家族が必要とするサービス計画とは？

セクションⅤー すでに開始されている子ども保護サービス、アセスメント、サー ビ ス 計画のサービス要件の再審査

- ・ リスク判定#9ー そのケースは、子ども保護サービスを継続するに見合うサービス要件を満たしているか？
- ・ リスク判定#10ー アセスメントに変更があったか？
- ・ リスク判定#11ー サービス計画を修正すべきか？

子ども保護ケースのための新基準

CSS 省は、現行の CFS 法の下での子ども虐待に関する CSS 省の調査基準改訂版 によってかわって開発した新版、すべての子ども保護ケースのための新基準 が、子ども福祉改革のもうひとつの重要な構成要因であると認識している。現行基準は、同省のサービスの最低限の期待事項を子ども虐待ケースだけに限り、すべての子ども保護ケースについては言及していない。

1998年4月、CSS 省は子ども保護ケースのための新基準の開発を目指してワーク・グループを発足させた。ワーク・グループは、子ども保護援助協会、オンタリオ州子ども保護援助協会連合会、同省のプログラム・スーパーバイザー、ならびに協カスタッフの代表者で構成され、同省管理支援および子どもサービス局が協同議長を務めた。

子ども保護ケースのための新基準は、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデルと統合、一体化されている。

以下は、新基準とオンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル改訂版の開発研修会で指摘された主な問題点である。

1. 開発の透明性と CAS, OACAS, ANCF SO から投入される情報の重要性

CSS 省は、リスク・アセスメント・モデルと基準の改訂にあたって、作業の透明性を保証した。新基準を完成する前にいくつかの草案をすべての子ども保護援助協会に送付し、そのフィードバックを依頼した。同様に、オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル改訂版の開発においても以下のグループに再考察を依頼した。

- テクニカル・アドバイサリー・グループ（技術的助言グループ）—オンタリオ州における子ども保護のためのリスク・アセスメント・モデル1997年度版の開発を行った時に CSS 省に助言を与えた
- 新基準の開発ワーク・グループ（子ども保護援助協会、OACAS, CSS 省）。このワーク・グループは、CSS 省に対して「最善の実践」と日常の現実に最良のバランスが保たれているかについての助言を提供した。
- アーノルド・ラブ博士（顧問、リスク・アセスメント・モデルの構成について CSS 省に助言を与えた）
- 「共通記録簿」の改訂を行った委員会